

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第57号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則(令和2年太田市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 6 前各項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の算定に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第16条の3第1項第1号中「100分の121.5以上100分の205」を「100分の124以上100分の315」に改め、同項第2号中「100分の110以上100分の121.5」を「100分の112.5以上100分の124」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。